

いまばりエールクーポン事務取扱要領を別紙のとおり定める。

令和2年5月21日

令和2年7月1日改正

令和2年7月21日改正

令和2年8月3日改正

令和2年9月1日改正

令和2年11月30日改正

公益社団法人今治地方観光協会長 西原 透

いまばりエールクーポン事務取扱要領

本要領（以下、「取扱要領」という。）は、今治市におけるいまばりエールクーポン事業費補助金交付要綱第1条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済の活性化を図るため、新しい観光資源の開発及びキャンペーン等により地域における需要喚起を図ることを目的に「いまばりエールクーポン」（以下、「エールクーポン」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

1 事業の概要

- | | |
|--------------|---------------------------------------------------------------------|
| (1) 名 称 | いまばりエールクーポンプロジェクト |
| (2) 発 行 者 | 公益社団法人今治地方観光協会（事務局） |
| (3) 対 象 地 域 | 今治市内 |
| (4) 対 象 者 | 今治市民 |
| (5) 取扱チケット | |
| ア 先払いチケット | |
| <取扱方法> | 市民がエールクーポン加盟店で購入するもので、新型コロナウイルス感染拡大収束後に購入店舗でのみ使用できるもの |
| <販売価格> | 1部6,000円で販売（1,000円×6枚綴り） |
| <販売限度数> | 1店舗あたり300,000円（50部）まで |
| <申込期間> | 令和2年5月22日（金）～先着300店舗に達するまで |
| <販売期間> | 令和2年6月1日（月）～令和2年10月15日（木） |
| <使用期間> | 令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木） |
| イ テイクアウトクーポン | |
| <取扱方法> | 先払いチケットを購入した市民に付与されるもので、エールクーポン加盟店全店舗でテイクアウト商品及び店内飲食（イートイン）に使用できるもの |
| <購入特典> | 1部3,000円クーポン（300円×10枚綴り） |
| <申請期間> | 発行日～令和2年10月31日（土） |
| <使用期間> | 発行日～令和2年11月30日（月） |
| (6) 使 用 店 舗 | エールクーポン加盟店（事務局（公益社団法人今治地方観光協会）への申込・登録）に限る |

2 チケット取扱厳守事項

(1) 先払いチケットについて

- ア エールクーポン加盟店として登録・申込された店舗に、事務局（公益社団法人今治地方観光協会）より先払いチケットを送付します。（1店舗あたり300,000円（50部）まで）
- イ 先払いチケットに購入店舗とわかる店名を記載（スタンプ可）し、捺印してください。
- ウ 先払いチケットは1部6,000円で販売してください。ただし、先払いチケットは購入店

舗のみで使用できます。

エ 使用期限を過ぎたものは無効となります。

オ 先払いチケット裏面のQRコードより申請後、加盟全店舗で使用できるテイクアウトクーポン3,000円分を購入者へ送付します。

カ 先払いチケットの購入店舗が廃業した場合は無効となります。また返金もできません。

キ 先払いチケットは、現金とお引換はできません。

ク 先払いチケットは、釣銭のお支払はできません。

ケ 他のクーポン券とは併用できません。

コ 先払いチケットを盗難・紛失又は消失の場合は、その責を負いかねます。

(2) テイクアウトクーポンについて

ア 先払いチケット裏面のQRコードより事務局（公益社団法人今治地方観光協会）に申請することにより加盟全店舗で使用できるテイクアウトクーポン3,000円分を購入者へ送付します。

イ テイクアウトクーポンは加盟全店舗でテイクアウト商品及び店内飲食（イートイン）に使用できます。

ウ 使用期限を過ぎたものは無効となります。

エ テイクアウトクーポン（300円×10枚綴り）は500円毎に1枚（300円）使用できます。

オ 回収したテイクアウトクーポンは、後日換金させていただきますので大切に保管してください。換金申請に必要となります。

カ 他のクーポン券とは併用できません。

キ テイクアウトクーポンを盗難・紛失又は消失の場合は、その責を負いかねます。再発行はできません。

ク 今治タクシー事業協同組合の実施する「いまばりテイクアウト商品配送サービス支援事業」においてテイクアウト商品を購入する場合も利用者はテイクアウトクーポンが利用可能となっておりますので、商品を提供する加盟店はタクシー会社から商品代金全額を受け取ってください。この場合、テイクアウトクーポンの換金申請は今治タクシー事業協同組合がまとめて行います。

3 エールクーポン加盟店参加資格

(1) 今治市内に店舗を有し、保健所の飲食店・喫茶営業許可書のある店舗

(2) テイクアウト商品を取扱っている店舗または今後テイクアウト商品を取扱う店舗

(3) 今治市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団関係者でないこと

4 エールクーポン加盟店の責務等

(1) 取扱要領を遵守してください。

(2) 先払いチケットを販売するときは、購入者に購入した店舗でしか利用できないことを必ず伝えてください。

(3) エールクーポン加盟店であることが明確になるよう、事務局が配付するポップ等を利用者が

分かりやすい場所に提示してください。

- (4) 利用者が持ち込んだテイクアウトクーポンは、受け取る前に問題がないかを確認してください。色合いやデザインが明らかに違うなど、偽造されたテイクアウトクーポンと判別できる場合は、テイクアウトクーポンの受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局まで報告してください。
- (5) テイクアウトクーポンの交換及び売買は行なわないでください。利用期間中におけるテイクアウト商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたテイクアウトクーポンのみ換金可能とします。
- (6) エールクーポン加盟店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (7) 期間途中でエールクーポン加盟店を脱退せず、テイクアウトクーポンの利用期間中は継続してください。

5 エールクーポン加盟店申込みについて

(1) 申込方法

この取扱要領に同意のうえ、下記公式ホームページURLより「加盟店舗申込みフォーム」に必要事項を入力し、お申込みください。

(2) 申込み先

公益社団法人今治地方観光協会（事務局）

〒794-0013 今治市片原町1丁目100番地3 みなと交流センター3F

TEL (0898)22-0909 FAX (0898)22-0929

URL <http://www.oideya.gr.jp/yell/>

(3) 申込期間

令和2年5月22日（金）～先着300店舗に達するまで

(4) 申込み後の審査・登録

申込みのあった店舗は、事務局の審査を経て、エールクーポン加盟店として登録を行います。また、登録した場合には後日、先払いチケットとともにポップ等を送付します。

(5) 申込み時の注意事項

ア 個別店舗毎に申込みを行ってください。

イ 複数の店舗が含まれる大型商業施設等にあっても、個別のテナント毎に申込みを行ってください。

6 テイクアウトクーポン換金申請について

(1) 換金方法

換金の方法は、事務局が指定する申請書に必要事項を記入し、回収したテイクアウトクーポンを添付のうえ、事務局まで持参または郵送してください。受領後、下記換金サイクルによりエールクーポン取扱手数料をお支払させていただきます。

(2) 換金に必要なもの

ア いまばりエールクーポン換金申請書

※ホームページからダウンロードしてください。

イ 使用済テイクアウトクーポン

(3) エールクーポン取扱手数料

エールクーポン加盟店において、回収した使用済テイクアウトクーポン枚数に応じてお支払いいたします。(テイクアウトクーポン1枚につき300円)

(4) 換金サイクル

2ヶ月毎(3回)とする。ただし、会長の承諾を得たときは、この限りではない。

6～7月分(7月末日締切分) 令和2年8月20日支払

8～9月分(9月末日締切分) 令和2年10月20日支払

10～11月分(11月末日締切分) 令和2年12月21日支払

(5) 支払方法

エールクーポン加盟店が指定する口座にお振込みいたします。なお、振込にかかる手数料は事務局負担といたします。

7 エールクーポン加盟店の解除

次のような事由が生じた場合には、エールクーポン加盟店におけるテイクアウトクーポンの使用の有無に関わらず、登録を取り消すことがあります。この場合、テイクアウトクーポンの換金を行わず、すでに換金していた場合には返還を請求します。また、違反により損害が発生した際は請求する場合があります。

- (1) エールクーポン加盟店が、テイクアウトクーポン換金申請について虚偽申請を行い、または行おうとした場合。
- (2) エールクーポン加盟店が、暴力的行為または脅迫的言辞を用い、不当に換金申請した場合。
- (3) エールクーポン加盟店登録後に暴力団等反社会的勢力に該当することが判明するなど、「3 エールクーポン加盟店参加資格」の欠落条項に該当することとなった場合。
- (4) 取扱要領に反した場合。

8 その他留意事項について

- (1) エールクーポン加盟店情報(店舗名称、所在地、業種等)は、エールクーポンを利用できる店舗として、事務局のホームページ等で広報を行います。
- (2) この取扱要領に記載されていない事項は、事務局へ問い合わせること。

9 要領改廃について

この要領を改廃する場合は、会長の承認を得て行うものとする。

いまばりエールクーポン換金申請書
(請求書)

令和2年 月 日

公益社団法人今治地方観光協会

会長 西原 透 様

所在地

店舗名

代表者

印

電話 () -

利用者より当店で受け取った「いまばりエールクーポン」プロジェクトにおけるテイクアウトクーポンの換金をお願いしたく、使用済テイクアウトクーポンを添えて、下記のとおり申請いたします。

記

- 1 事業名 いまばりエールクーポンプロジェクト
2 請求額 円

テイクアウトクーポン 受領枚数	枚	
今回請求額	円	
振込口座等	金融機関名	
	支店名	
	普通・当座	
	口座名義	
	口座番号	